



**令和7年4月1日**からの盛土規制法の規制事務開始に伴い、**農地における盛土等**（盛土・切土・土石の一時的な堆積）についても規制されます。  
規制対象となる場合、盛土等を行う前に**許可や届出が必要**となります。

## 1 規制区域・・・県内全域

- ・県が定める規制区域（岡山市、倉敷市を除く）の詳細については県ホームページで確認できます。
- ・岡山市、倉敷市については各市のホームページをご覧ください。

規制区域の確認はこちら



県ホームページ

◎規制区域は次の2種類の区域に分けられます。

【規制区域のイメージ図】

### 宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定

### 特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等を指定

宅地造成等工事規制区域 特定盛土等規制区域



## 2 規制対象となる盛土等の規模

令和7年4月1日以降、下記の規模以上の盛土等を行う場合は、あらかじめ岡山県知事（岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市の区域で行う場合はその市長）の許可又は届出が必要となります。

区域	行為	許可					
宅地造成等工事規制区域	土地の形質の変更 (盛土・切土)	要件	①盛土で高さが <b>1m超</b> の崖を生ずるもの	②切土で高さが <b>2m超</b> の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い高さが <b>2m超</b> の崖を生ずるもの (㉑、㉒を除く)	④盛土で高さが <b>2m超</b> となるもの (㉑、㉒を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が <b>500㎡超</b> となるもの (㉑～㉒を除く)
		イメージ図					
	土石の堆積	要件	⑥最大時に堆積する高さが <b>2m超</b> かつ面積が <b>300㎡超</b> となるもの		⑦最大時に堆積する面積が <b>500㎡超</b> となるもの		
	イメージ図						

区域	行為	届出 許可					
特定盛土等規制区域	土地の形質の変更 (盛土・切土)	要件	①盛土で高さが <b>1m超 2m超</b> の崖を生ずるもの	②切土で高さが <b>2m超 5m超</b> の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い高さが <b>2m超 5m超</b> の崖を生ずるもの (㉑、㉒を除く)	④盛土で高さが <b>2m超 5m超</b> となるもの (㉑、㉒を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が <b>500㎡超 3,000㎡超</b> となるもの (㉑～㉒を除く)
		イメージ図					
	土石の堆積	要件	⑥最大時に堆積する高さが <b>2m超 5m超</b> かつ面積が <b>300㎡超 1,500㎡超</b> となるもの		⑦最大時に堆積する面積が <b>500㎡超 3,000㎡超</b> となるもの		
	イメージ図						

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

### 3 規制の対象とならない行為

農地及び採草放牧地における行為の一部は、通常の営農行為の範ちゅうとして、盛土規制法の**規制対象外（許可や届出は不要）**となります。

規制の対象とならない行為か否かは下記のチェック表でご確認ください。

**\*すべての口にチェックが入れば、規制の対象とはならない行為となります。**

#### チェック表

- 農地または採草放牧地において行われるものである。
- 土地の改変行為の後、適切に耕作を再開する。
- 次の行為のいずれにも該当しない。
  - （ ・ 農道の整備 ・ 農業用施設用地の整備  
・ 営農型太陽光発電施設の設置や管理を行うための盛土・切土 ）
- 次の行為のいずれかに該当する。
  - ・ 通常の生産活動並びにほ場管理のために行われる次の行為
    - ・ 耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設・補修・除去
    - ・ 土壌改良材（基肥、たい肥等）の投入
    - ・ 表土の入れ替え
    - ・ 農業用暗きょ排水の新設、改修
    - ・ 樹園地における樹木の改植
    - ・ 盛土・切土を伴わない荒廃農地の再生（抜根、整地等）
  - ・ 面積1,000平方メートル以下かつ工事期間3か月以内（市町村独自の基準がある場合は、その期間内）及び盛土の高さ（又は掘削の深さ）が1メートル以下の農地改良行為（表土の補充、ほ場の大区画化・均平、田畑転換、荒廃農地の整備等）

※チェック表について、判断が難しい場合は、〈お問い合わせ先〉の**農地調整班**へご相談ください。

※チェック表で、チェックがつかない項目がある場合は、盛土規制法の規制対象となる可能性があるため、〈お問い合わせ先〉の**盛土対策班**へご相談ください。

※**農地改良行為**については、盛土規制法において規制対象外の場合でも、農地法において許可や届出が必要になる場合があります。詳しくは農地が所在する市町村の農業委員会へお問い合わせください。

#### 〈お問い合わせ先〉

◎規制の対象とならない行為（通常の営農行為の範ちゅう）に関して

岡山県 農林水産部 農村振興課 農地調整班 （電話）086-226-7444

※岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市については、各市の農業委員会へお問い合わせください。

◎盛土規制法の手続き等について（※窓口にお越しになる場合は、あらかじめ電話で予約をお願いします。）

岡山県 土木部 都市局 建築指導課 盛土対策班

（電話）086-226-7868 （Mail）kenmorido@pref.okayama.lg.jp

※岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市については、各市の盛土規制法担当部局にお問い合わせください。

#### 〈参考〉

◎盛土規制法における手続き等に関しては、県ホームページをご確認ください。

【<https://www.pref.okayama.jp/page/419758.html>】

